

マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードの保険証利用について

健康保険証として利用いただけます。

各種医療証（公費負担医療受給者証・乳幼児医療費証・介護保険証・特定疾病療養受療証等）はマイナンバーカードで確認を行うことができないため、ご持参ください。

※ マイナンバーカードの保険証利用に関する詳細は、下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。

〉 [マイナンバーカードの保険証利用について（厚生労働省サイト）](#)

〉 [院内ポスター掲示](#)

利用可能場所

きぼう棟1階	総合受付 患者サポートセンター
みらい棟1階	救急受付



★★★このマークが目印です★★★

※ 利用する場合には、顔認証もしくは暗証番号による本人確認が必要です。

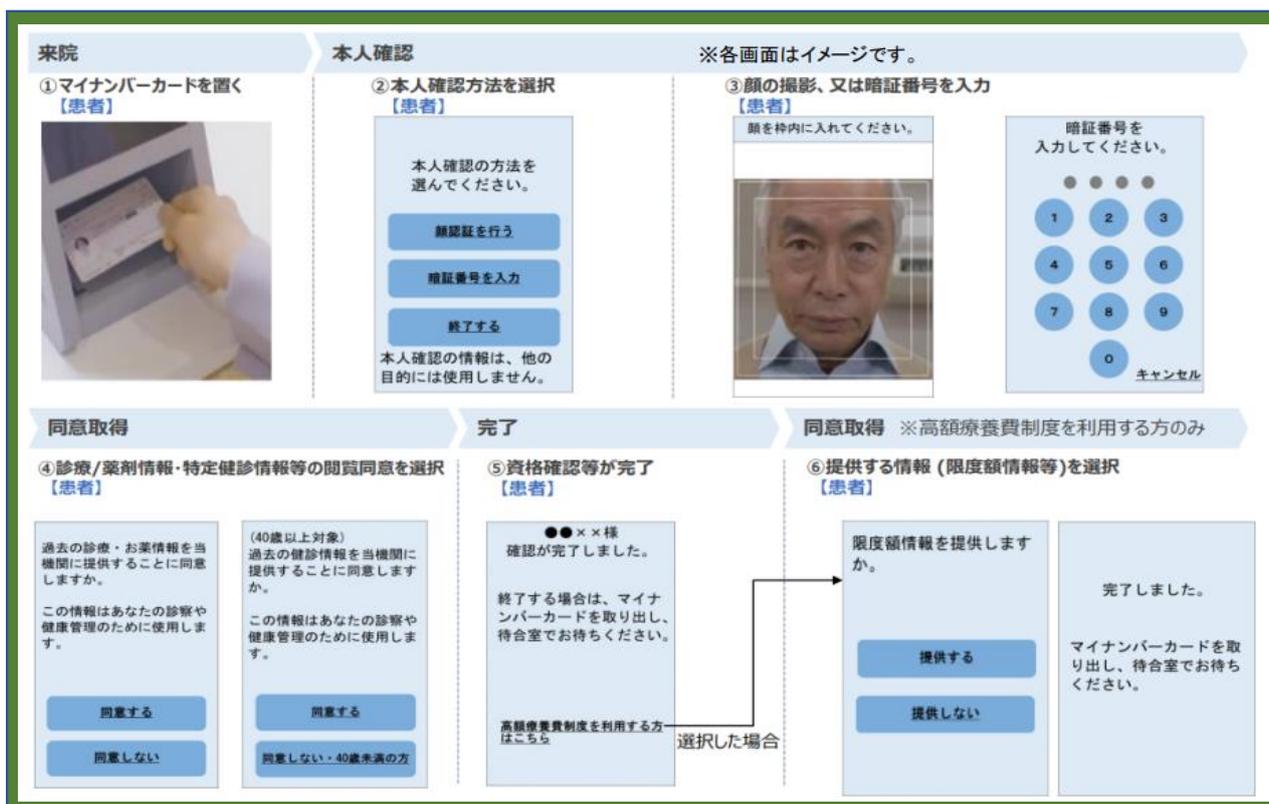
※ 従来の保険証でも受診は可能です。

ご注意

マイナンバーカードを健康保険証としてはじめて利用する場合は、申込が必要です。

〉 [マイナンバーカードの保険証登録について（厚生労働省サイト（You tube：2分30秒））](#)

ご利用の流れ



★ 高額療養費制度を利用する方は画面を進んでいただき、更に情報提供に同意していただく必要があります。

高額療養費制度の利用について

「限度額適用認定証」は窓口での支払いが高額になる場合に、所得に応じた自己負担限度額を医療機関へ示すために提示いただくものです。

これまでは事前にご加入の健康保険に申請し、ご準備いただく必要がありましたが、上記（ご利用の流れ）のように、患者さんが高額療養費制度の活用を希望され、同意いただけた場合は、健康保険証を用いて「オンライン資格確認システム」から自己負担適用区分の情報が取得可能ですので、事前の手続きは不要です。

〉 限度額適用認定証のご案内

- ※ 加入されている医療保険がデータを登録していない場合は、これまでと同じ扱いになります。
- ※ 住民税非課税の場合は、これまでと同じ手続きが必要になります。